

**I**

**札幌市福祉の  
まちづくり  
条例のあらまし**

## 1 条例の趣旨、概要

### (1) 札幌市における福祉のまちづくりの沿革

札幌市では、急速な少子・高齢化の進展や市民意識の多様化などにより、地域社会をめぐる環境が大きく変化しており、多くの課題を解決していく必要があります。特に障がいのある方や高齢の方にとって、自分の持てる能力を活用し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を築いていくことは重要なことといえます。

このため多くの人々が利用する建築物、道路、公園、路外駐車場の生活関連施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がいのある方や高齢の方の気持ちを尊重し共に支えあう福祉のまちづくりの推進をしていかなければなりません。

本市では、昭和56年に「札幌市福祉の街づくり環境整備要綱」を制定し、市民が利用する施設の整備指針を示し、公共建築物の整備を進めてきました。さらに、市、事業者、市民が協力・連携して、本市独自の施設整備を進める必要性が高まり、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、事業者等が市内で公共的な施設の新築・改築等を行う際には、「札幌市福祉のまちづくり条例施行規則」で定める構造、施設に関する基準を守らなければならないこととし、建築確認の申請等を行う際には、整備基準の適合について事前協議を行うことを義務付けています。

### (2) 福祉のまちづくり条例の改正

条例制定後、少子・高齢化の一層の進行や障がいのある方や高齢の方の社会進出がさらに進み、新たに整備すべき項目も出できました。また、施設利用者や事業者から、より利用実態に合った整備基準を求める声も多くなりました。

さらに国において、建築物や公共交通機関のバリアフリーに関する法律が制定・改正され、また北海道においても「北海道福祉のまちづくり条例」がされました。この中で新たな整備項目が追加されるなど、条例を取り巻く関係法令も変化しました。

これを受けて、本市では「福祉のまちづくり推進会議」において整備基準について検討を行い、①現在の整備基準の内容を利用実態に合ったものとする、②関係法令にはない本市独自の整備基準を含め、近年必要性が高まった整備基準を追加する、③関係法令が新たに取り入れた考え方を、本市の整備基準に採用することなどを目的として、平成17年12月に札幌市福祉のまちづくり条例を改正しました。

### (3) 条例の概要

#### 条例の基本理念

##### ～バリアフリー社会の実現～

障がい者や高齢者等が平等に社会に参加するうえでの、4つの障壁（バリア）の解消を目指します。

- 交通機関、建築物等における物理的な障壁の解消
- 資格制限等による制度的な障壁の解消
- 点字や手話サービスの欠如等による文化・情報面の障壁の解消
- 障がい者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁の解消

#### 第1章 総 則

**目的** すべての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての人にやさしいまちにしていきます。

##### 市民の責務

- ・福祉のまちづくりを理解し積極的に取り組んでください
- ・福祉のまちづくり施策に協力してください
- ・施設の利用を妨げる行為（歩道への駐輪など）をしないでください

##### 事業者の責務

- ・福祉のまちづくりを理解し積極的に取り組んでください
- ・福祉のまちづくり施策に協力してください
- ・公共的施設を障害者、高齢者等が利用しやすいよう整備してください

##### 協力・連携

- ・福祉のまちづくりに関する総合的施策を策定し実施します
- ・事業者・市民の活動を尊重し支援します
- ・市の施設を障がい者、高齢者等が利用しやすいよう整備をすすめます

##### 市の責務

#### 第2章 基本的施策

福祉のまちづくりの推進のために取り組んでいきます

- 指針の策定
- 情報の提供・教育の充実等
- 防災上の配慮
- 雪対策上の配慮
- 調査研究
- 財政上の措置
- 表彰
- 推進モデル事業

#### 第3章 公共的施設等の整備

##### 第1節 公共的施設の整備

###### 公共的施設

多数の人が利用する施設 (P16参照)  
この条例に基づく設備が必要です

###### 整備基準の遵守

障がい者高齢者等が利用しやすくなるための基準 (P32～参照)  
公共的施設は基準を遵守して整備してください

###### 事前協議

公共的施設の新設等には、事前協議が必要です (P26参照)

##### 第2節 公共的車両等、住宅及び住環境の整備

公共的車両、住宅及び住環境についても整備に努めてください

#### 第4章 福祉のまちづくり推進会議

市、事業者、市民が連携して、共に福祉のまちづくりに取り組むための組織

## 2 整備にあたっての配慮

### (1) 不自由さの理解を

私たちの住む地域社会には、若い人もお年寄りも、障がいのある人もない人も、一緒に暮らしています。こうしたすべての人々が社会の一員として生活するために札幌市福祉のまちづくり条例では、誰もが安全・安心して快適に暮らせるまちづくりを目指しています。

このために、整備マニュアルに示す数値、設置方法は、高齢者や身体の不自由な人の生活上の不便さを解消するための一つの目安となりますが、実際の整備に当たっては、利用者の身体特性や動作特性を踏まえ、高齢者や身体の不自由な人の問題を解消する方向で検討し、工夫をこらすことが必要になります。高齢化や障がいを持つことになって生じる変化は、多くの場合、連続して移動ができない、情報を得にくくなるといったかたちであらわれます。

ここでは、検討を行うための参考として、高齢者や障がい者が行動するとき困難を感じている代表的な例を示すこととします。

### (2) 高齢者、障がい者等の行動特性

区分	特性と配慮すべき事項	配慮内容
1.車いす使用者	①座位で移動 ・目線が低い ・高い所は手が届かない	・案内板等は見やすい位置に設ける。 ・鏡は健常者と兼用できる大型のものが望ましい。 ・エレベーターの操作等のスイッチ類は車いす使用者が使用できる高さに設ける。 ・棚等を設ける場合は車いす使用者が手の届く高さにする。
	②車輪で移動 (前輪のキャスターは小さい) ・数センチの段差を乗り越えられない ・車輪が溝にはまりこむ	・段差が生じる場合は傾斜路を設ける。 ・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅にはエレベーターを設ける。 ・排水溝等の蓋は車輪が落ち込まないものとする。 ・エレベーターのかごと床のすき間はできるだけ小さくする。
	③車いすの大きさ、形、動き (電動は手動より大きく、重い) ・スペースがいる ・足乗せ台(フットレスト)が出ている ・横に動かない ・開き戸は使いにくい	・廊下幅は車いす使用者の通行に必要な幅を確保する。 ・出入口の幅は広くとる。 ・洗面器、カウンター、記載台等は、膝が台の下まで入ること。 ・回転できるスペースを設ける。 ・居室の出入口はなるべく引き戸とし、開き戸の場合は回転スペースに配慮する。 ・福祉型便房、浴室、シャワー室等は引き戸又はアコーディオンカーテンとする。
	④乗り移り ・高低差が大きいと負担が大きい ・広いスペースがいる	・便座、脱衣室のベンチ等は乗り移りしやすい高さとし、乗り移りに必要な手すり等を確保する。 ・便所、駐車場等に乗り移りに必要なスペースを確保する。
	⑤手動は、手で車いすを漕ぐ ・傾斜路では負担が大きい ・移動時は両手がふさがっている	・傾斜路のこう配を緩やかにし、手すりや踊場を設け、負担を小さくする。 ・雨に濡れないよう庇の下で自動車等からの乗降ができるようにする。
2.杖使用者	①杖の接地面積が小さい ・滑りやすい ・移動時は手がふさがっている ・溝にはまりこむ	・床面は滑りにくい仕上げにする。 ・階段はけこみを設け、路面から滑らないように、また杖が引っ掛からないようにする。手すり子形式の場合は基部を立上げる。 ・雨に濡れないよう庇の下で自動車等からの乗降ができるようにする。 ・排水溝等の蓋は杖が落ち込まないものとする。
	②杖の振り幅がいる	・廊下幅は杖使用者の通行に必要な幅を確保する。 ・出入口の幅は広くする。
	③体の安定を保ちにくい	・段差が生じる場合は手すりを設ける。 ・段差のけあげは小さくする。
3.視覚障害者	①空間把握が困難 ・位置、方向の把握が困難	・玄関等に誘導鈴を設ける。 ・廊下、階段、傾斜路等に手すりを設け、色の対比や明度の差

区分	特性と配慮すべき事項	配慮内容
	・視覚による危険予知が不可能又は困難	に配慮する。 ・位置がわかるよう視覚障害者誘導用ブロック等を設ける。 ・視覚障害者誘導用ブロック等は他の部分と対比することができる色調とする。 ・階段や危険箇所の前面に点状ブロック等を設ける。 ・廊下、階段等の照明に配慮し、できる限り均一な明かりとする。 ・階段の段鼻、路面、けあげを区別できるようにする。 ・床材、手すり、壁の色の対比や明度の差に配慮する。
	②視覚情報の認知が不可能又は困難	・案内板、便所の表示板、階段の手すり等には点字表示を行う。 ・エレベーターでは、音声を利用した案内装置を設ける。 ・案内板、表示板は大きめの文字を用い、色の対比や明度の差に配慮する。
	③盲導犬同伴者が利用できない場合がある	・盲導犬同伴者の利用に配慮するとともに、利用可能な施設はその旨を建物出入口等に表示する。
4.聴覚障害者	①音声情報の認知が不可能又は困難	・駅舎のプラットフォーム等危険箇所では電光掲示板による注意喚起を行う。 ・呼出しを行うカウンターでは電光掲示板を設置する。 ・客席、観覧席では難聴者用設備を設ける。
5.内部障害者	①歩行時に疲れやすい	・経路の長い歩行空間では、適切に休憩スペースを設ける。 ・階段はできる限りけあげが小さくなるように配慮する。
	②膀胱や直腸機能障害では、おむつ使用や人工肛門の人が多く、排泄やその処理に困ることが多い	・オストメイト対応の設備がある便所を設ける。
6.知的障害者	①複雑な建物内の動線を理解することが困難な場合がある ②言葉による情報伝達が困難な場合がある	・建物内の案内は、文章、音声、デザインなどを統一して分かりやすい表現とする。 ・身体が不安定であったり移動が困難な場合もあり、歩行空間には段を設けない。 ・機器、設備は単純で分かりやすく、操作しやすいものとする。 ・窓口などでは、人的なケアも合わせて考慮する。
7.精神障害者	①精神面で安定性、持久力等が低い場合が多い	・精神的に安心できる場を確保するように配慮する。
8.高齢者（加齢に伴う身体機能の低下）	①運動機能 ・加齢により手足の動きが緩慢になる ・脚力、握力、呼吸機能等が低下する ・運動反射神経や平衡感覚が低下する	・歩行中に転倒、つまづきに留意し、段を設けない。 ・路面は滑りにくい材料を選ぶ。 ・杖、補助具、コート等の使用者に対しては幅、大きさに配慮する。 ・歩行空間での突起物は避ける。 ・適宜、休憩場所を設ける。 ・ドアの取っ手、水栓金具等は握りやすく、操作しやすいものを選ぶ。
	②感覚機能 ・視覚、聴覚、臭覚、触覚の順に感覚機能が低下しやすい	・サインの文字サイズ、色の識別、コントラストに配慮する。 ・視覚と音声情報を併設できるようにする。
9.妊婦	①階段の昇降等が困難 ②歩幅が狭くなる ③足元が見えない、しゃがみが難しい ④長時間の歩行や立ち姿勢が困難	・階段はできる限りけあげが小さくなるよう配慮する。 ・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅には、エレベーターを設ける。 ・歩行中の転倒、つまづきに留意し、段を設けない。 ・経路の長い歩行空間では、適切に休憩場所を設ける。
10.子どもづれ	①ベビーカーは、段差や凹凸部の移動が困難な場合が多い ②排水溝の蓋に車輪がはまりこむことが多い	・出入口の幅は広くし、平坦にする。 ・段差が生じる場合は傾斜路を設ける。 ・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅には、エレベーターを設ける。 ・排水溝等の蓋は車輪が落ち込まないものとする。
	③外出時には、乳幼児の授乳やおむつ交換をする場所が必要になる	・授乳室やおむつ交換台を設ける。
	④乳幼児をつれて便所を利用することが難しい	・便所や便房内にベビーベット・ベビーチェアを設ける。 ・ベビーカーも入ることができるスペースを確保する。

### 3 基準となる幅や広さ等の基本的な考え方

施設整備にあたり、整備基準と誘導基準の考え方は、主に車いす使用者や杖使用者等の動作寸法に基づいて設定しています。

それらの具体的な根拠と寸法は以下のようになっています。

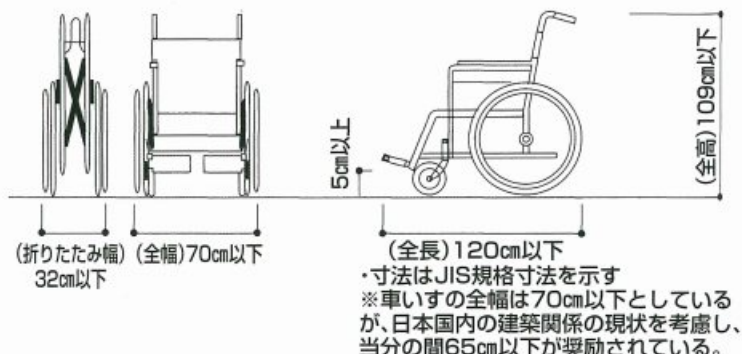
#### (1) 車いすの基本寸法

##### ●手動車いすの寸法

###### JIS T9201 (車いす)

車いすの形状・寸法はJIS規格（日本工業規格）により定められている。

形式は、手動の大型、中型、小型の3タイプがある。この他に、スポーツ型、和室用等がある。なお、平均的な重量は10～15kg程度である。



##### ●電動車いすの寸法

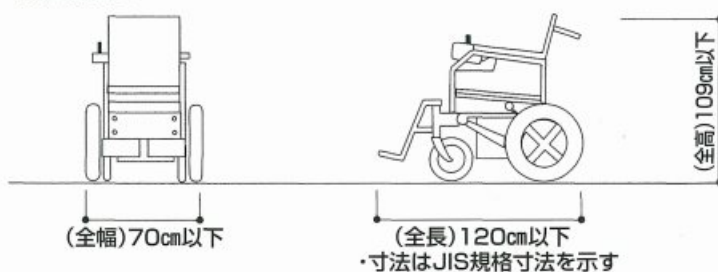
###### JIS T9203 (電動車いす)

電動車いすの寸法はJIS規格により定められている。その性能は、登坂力10°（17.6%）以上、形式は自操用と介助用に分けられ、自操用は標準型、ハンドル型、座位変換型、簡易型、特殊型がある。段差の乗り越えは、屋外用で4.0cm以上となっている。一充電連続走行時間は、平たん路4～5時間程度（軽量型）のものが多く、平均的な重量はバッテリーなどにより60～100kg程度である。

自操用ハンドル型は、時速1.5～6.0km/hで走行し、段差の乗り越えは、4.0～8.0cm程度となっている。また、最小回転半径は125cmである。

なお、道路交通法では、歩行者として扱われており、運転免許証は不要である。

###### 自操用標準型



###### 自操用ハンドル型(三輪)

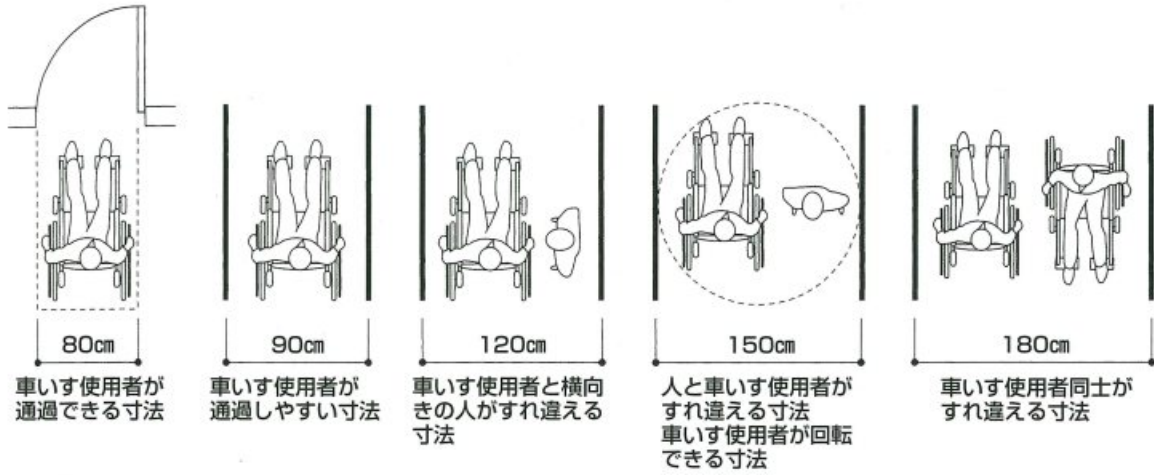


###### 自操用ハンドル型(四輪)



## (2) 車いす使用者の動作方法

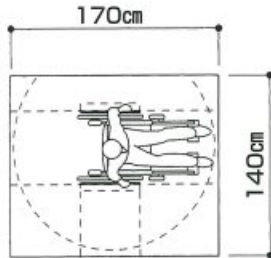
### ●通過寸法



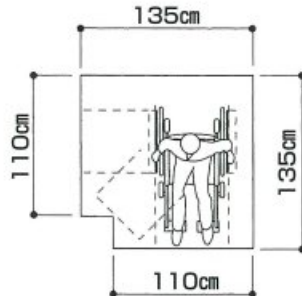
### ●回転寸法

#### 手動車いす

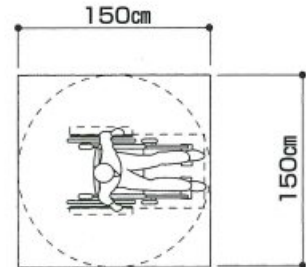
180°回転(車輪中央を中心)



90°回転(車軸中央を中心)

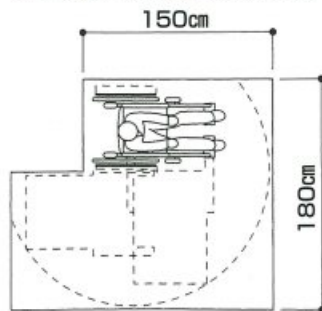


最小の回転円

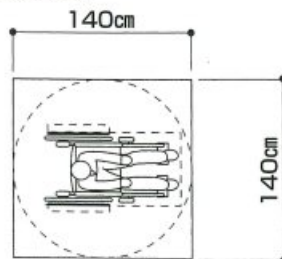


#### 電動車いす

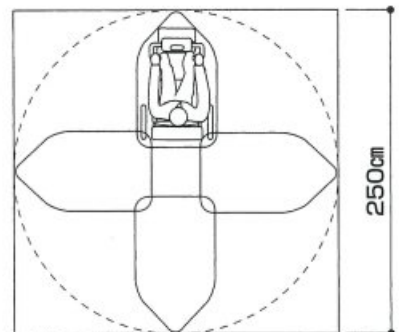
180°回転(片方の車輪中央を中心)



最小の回転円

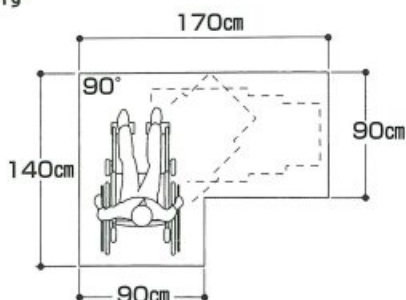


自操ハンドル型の最小の回転円

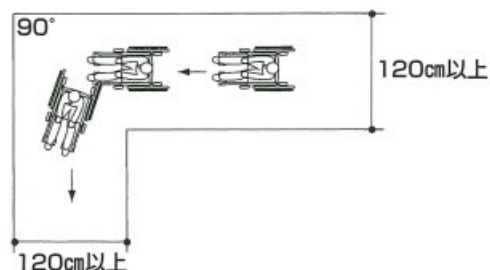


●直角路の通過

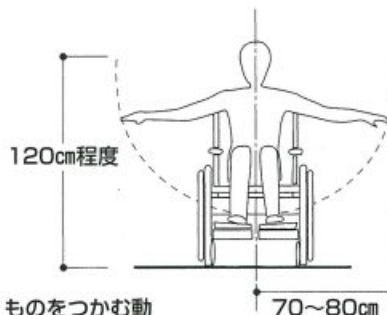
手動車いす



電動車いす



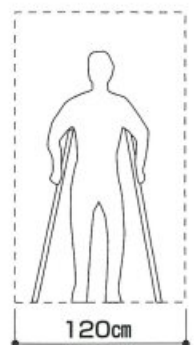
●手の届く範囲と目線の高さ



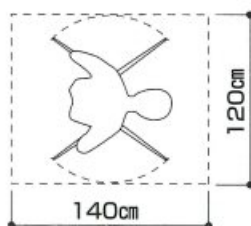
(注) ものをつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

(3) 杖使用者の動作寸法

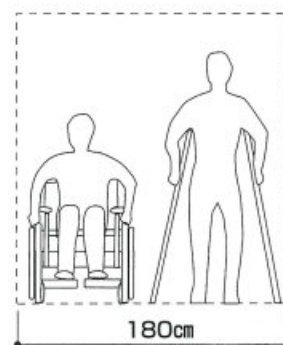
●通過寸法



松葉杖使用者が通過しやすい寸法



松葉杖使用者の動作寸法



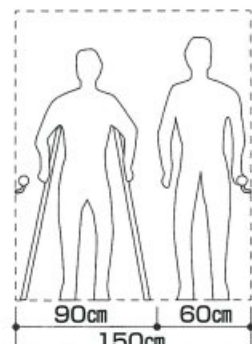
車いす使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法



片松葉杖使用者の動作寸法



杖使用者(ステッキ)の動作寸法



松葉杖使用者と歩行者のすれ違い

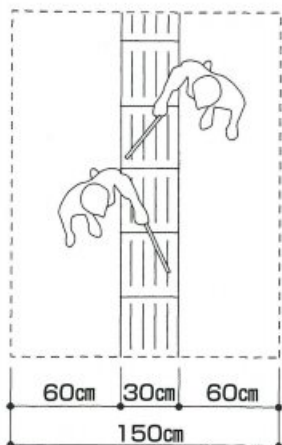


#### (4) 視覚障害者の動作寸法

##### ●白杖使用者

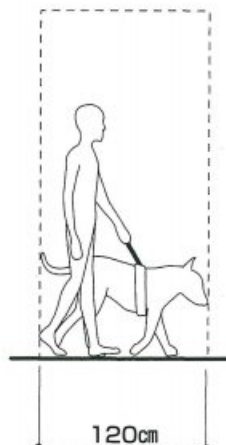


白杖使用者の動作寸法

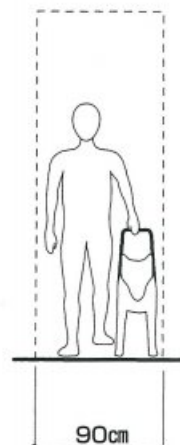


視覚障害者誘導用ブロック等を使用する白杖使用者が通過できる寸法

##### ●盲導犬同伴者



120cm



90cm

#### (5) ベビーカーの動作寸法

##### ●通過寸法



140cm程度



45~50cm程度

## 4 建築物の利用実態による分類

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に定める建築物の整備基準（平成17年12月改正）では「多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する」部分（廊下、階段、傾斜路等）に対し、段差の解消、手すりの設置、通行しやすい幅の確保など、車いす使用者や高齢者等が利用しやすいものとするよう整備することとしています。

これらの部分のうち特に「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」ものについては、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や手すりの点字表示など、視覚障がい者が利用しやすいものとするよう整備を求めています。

整備対象建築物のうち「不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する」部分を有するものを、下表のとおり分類しました。

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が 利用する部分を有する施設(例)	左欄のうち、不特定多数の者が利用し、又は 主に視覚障がい者が利用する部分を有する施設	
		不特定多数の者が利用	主に視覚障がい者が利用
(1)学 校	小学校・中学校・高等学校・大学 盲学校 聾学校 養護学校 専修学校 幼稚園 高等専門学校 看護学校 洋裁学校 美容学校 予備校等		○
(2)病院又は診療所	病院 診療所 歯科医院 施術所 老人保健施設等	○ ○ ○ ○ ○	
(3)劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設	劇場 観覧場 映画館 演芸場 競技場 野球場 競馬場 サッカー場等	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
(4)集会場、公会堂その他これらに類する施設	公会堂 集会場 コミュニティセンター 地区センター(市が設置のもの) 冠婚葬祭施設 地区会館 研修施設(宿泊施設を除く) 貸ホール(民間が設置)等	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
(5)展示場その他これらに類する施設	展示場	○	
(6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店 マーケット スポーツ用品店 専門品店	○ ○ ○ ○	

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が 利用する部分を有する施設(例)	左欄のうち、不特定多数の者が利用し、又は 主に視覚障がい者が利用する部分を有する施設	
		不特定多数の者が利用	主に視覚障がい者が利用
(6)百貨店、マーケットその他の物品販売業を 営む店舗	コンビニエンスストア	○	
	パン屋等	○	
		○	
(7)ホテル、旅館その他これらに類する施設	ホテル	○	
	旅館	○	
	保養所	○	
	ウィークリーマンション	○	
	青年の家等	○	
(8)事務所(官公署を含む)	市役所・区役所等(国・道の庁舎を含む)	○	
	保健所	○	
	税務署等	○	
	事務所(専ら従業員が使用するのは除く) テナントビル等		
(9)共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類 する施設	共同住宅		
	寄宿舎		
	下宿		
	学生寮		
(10)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホー ムその他これらに類する施設	老人短期入所施設		
	養護老人ホーム		
	特別養護老人ホーム		
	軽費法人ホーム		
	有料老人ホーム		
	保育所		
	乳児院		
	母子生活支援施設(母子寮)		
	児童養護施設		
	知的障害児施設		
	知的障害児通園施設		
	盲ろうあ児施設		○
	肢体不自由児施設		
	重病心身障害児施設		
	助産施設		
	情緒障害児短期療養施設		
	児童自立支援施設		
	児童家庭支援センター		
	救護施設		
	更生施設		
	宿所提供施設		
	医療保護施設		
	授産施設		
	身体障害者更生施設		
	身体障害者療養施設		
	身体障害者福祉ホーム		
視覚障害者情報提供施設		○	
補装具製作施設			
身体障害者授産施設			
知的障害者更生施設			
知的障害者福祉ホーム			
知的障害者通勤寮			

# I 札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が 利用する部分を有する施設(例)	左欄のうち、不特定多数の者が利用し、又は 主に視覚障がい者が利用する部分を有する施設	
		不特定多数の者が利用	主に視覚障がい者が利用
(10)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する施設	知的障害者授産施設		
	知的障害者デイサービスセンター		
	婦人保護施設		
	精神障害者生活訓練施設		
	精神障害者授産施設		
	精神障害福祉ホーム		
	精神障害者福祉工場		
	精神障害者地域生活支援センター		
	更生保護事業に係る施設		
	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
	母子福祉センター		
	母子休養ホーム		
	母子健康センター		
(11)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	隣保館		
	知的障害者グループホーム		
	認知症高齢者グループホーム		
	老人デイサービスセンター	○	
	老人福祉センター	○	
	老人介護支援センター	○	
	児童更生施設	○	
	身体障害者福祉センター	○	
	盲導犬訓練施設	○	○
	精神保健福祉センター	○	
地域障害者職業センター	○		
障害者就業・生活センター	○		
(12)体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	体育館	○	
	水泳場	○	
	ボーリング場	○	
	スキー場	○	
	スケート場	○	
	ゴルフ練習場	○	
	バッティング練習場	○	
	フィットネスクラブ	○	
	スポーツクラブ	○	
	(13)遊技場	ばちんこ店	○
マージャン店		○	
射的場		○	
ゲームセンター		○	
勝馬投票券発売所等		○	
動物園		○	
水族館		○	
図書館		○	
(14)博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設	美術館	○	
	博物館	○	
	資料館	○	
	温泉(宿泊施設のないもの)	○	
(15)公衆浴場	サウナ風呂	○	

整備対象建築物 (規則別表1 1の項)	多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が 利用する部分を有する施設(例)	左欄のうち、不特定多数の者が利用し、又は 主に視覚障がい者が利用する部分を有する施設	
		不特定多数の者が利用	主に視覚障がい者が利用
(15)公衆浴場	健康ランド	○	
	銭湯等	○	
(16)飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトク ラブ、ダンスホールその他これらに類する 施設	待合	○	
	カフェー	○	
	バー	○	
	カラオケボックス	○	
	食堂	○	
	レストラン	○	
	喫茶店	○	
	料理店	○	
	居酒屋等	○	
(17)郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、 質屋、貸衣装屋、動物病院、銀行その他こ れらに類するサービス業を営む店舗	郵便局	○	
	理髪店	○	
	美容室	○	
	クリーニング取次店	○	
	貸本屋	○	
	質屋	○	
	貸衣装屋	○	
	銀行	○	
	信用金庫・労働金庫等(各金融機関)	○	
	信用協同組合	○	
	農業協同組合	○	
	中小企業等協同組合	○	
	貸金業者	○	
	証券業者	○	
	法律事務所	○	
	損害保険代理店	○	
	会計事務所	○	
宅地建物取引業を営む店舗等	○		
(18)自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁 教室その他これらに類する施設	自動車教習所		
	学習塾		
	華道教室		
	囲碁教室		
	武道塾		
	アスレチッククラブ等		
(19)工 場	工場(専ら従業員が使用するものは除く)	○	
			(見学施設等を設ける場合)
(20)車両の停車場又は航空機の発着場を構成する建 築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	鉄道駅、バスターミナル	○	
	空港	○	
(21)自動車停留又は駐車のための施設	立体駐車場(一般公共用に供されるもの)	○	
(22)公衆便所	公衆便所	○	
(23)火 葬 場	火葬場	○	
(24)神社、寺院、教会その他これらに類する施設	神社	○	
	寺院	○	
	教会等	○	
(25)地 下 街	地下街	○	

## 5 特定適合施設表示板（シンボルマーク）

### (1) 特定適合施設表示板の意義

この表示板は、掲示された建築物が障がい者・高齢者等に利用しやすく整備されていることを、利用する人に広く知らせるために定められました。

交付された場合は、利用しやすい建築物であることが建物外部からわかるように、出入口横などの見やすい場所に掲示してください。《条例第24条》

### (2) 交付基準《規則別表4》

整備基準に適合したうえ、さらに、整備基準で適用除外とされている次の事項についても整備された建築物に交付します。

#### 1) 便 所

床面積2,000㎡以上の建築物に設ける、不特定多数の人が利用する車いす使用者用トイレの1以上をオストメイト対応とすること。

（整備基準では、床面積5,000㎡以上の建築物に設ける、不特定多数の人が利用する車いす使用者用トイレの1以上をオストメイト対応とすることとしている。）

#### 2) 駐 車 場

どんな建築物であっても、整備基準に定める車いす使用者用駐車施設等を設置すること。

（整備基準では、一般駐車場がない建築物は適用が除外されている。）

#### 3) 利用円滑化経路

ア どんな建築物であっても、利用居室や住戸があるすべての階まで、1以上の経路を利用円滑化経路としなければならない。

（整備基準では、利用居室や住戸が地上階又はその直上階若しくは直下階にのみあり、その利用居室や住戸が〔不特定多数の人が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するもの〕でない場合は、地上階にある利用居室や住戸までの経路のみを利用円滑化経路とすることとしている。）

イ どんな建築物であっても、床面積2,000㎡以上の場合に設置するエレベーターのかごは「床面積1.83㎡以上、車いすの転回に支障がない構造」とすること。

（整備基準では、2,000㎡以上の共同住宅や教育施設に設置するエレベーターには上記要件はない。）



この表示板のマークは、公募作品のなかから選ばれました。

作者の言葉

「バリアフリー（BarrierFree）の「B」をモチーフにデザインしました。ハートをつつみこんだ「B」のフォルムをやわらかな形にすることで、人に対するやさしさを表現し、誰にでもわかりやすく好まれるマークを目指しました。」

## 6 手続きの概要

### (1) 事前協議《条例第17条》

公共施設の新設（新築、用途変更）や増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え（以下「新設等」という。）を行う場合は、市との事前協議が必要となります。

#### 1) 期限《規則第5条》

- ①建築物の場合 確認申請の14日前まで
- ②建築物以外 工事着手の30日前まで

#### 2) 提出書類等《規則第5条》

「公共的施設新設等事前協議書」(様式 1)、「整備基準チェックリスト」(様式 3)、図面等

#### 3) 事前協議を必要としない場合

次の場合は事前協議は必要ありません。ただし、整備基準は遵守してください。

##### ①次の公共的施設の新設等を行う場合《規則第4条》

- i 事務所、共同住宅・寄宿舍、工場で、床面積2,000㎡未満のもの。  
(増築等の場合は、増築部分の床面積が2,000㎡未満のもの)
- ii 路外駐車場で
  - 駐車面積が1,000㎡未満のもの  
(増築等の場合は、増築後の駐車面積が1,000㎡未満のもの)
  - 駐車場法第12条の規定による設置又は変更の届出を要しないもの
- iii 建築物で、建築基準法第6条第1項の規定による確認申請（同法第6条の2第1項で第6条第1項の確認とみなされる申請を含む）を要しないもの

##### ②国、地方公共団体等が新設等を行う場合《条例第26条第1項》

#### 4) 変更協議

事前協議後に、協議した内容を変更する場合にも、市との事前協議が必要となります。

(「公共的施設新設等変更事前協議書」(様式 2)、「整備基準チェックリスト」(様式 3)、図面等を提出)

ただし、次の場合には変更協議は必要ありません。《規則第6条》

- ①工事の内容の変更で、整備基準の適用の変更を伴わない場合
- ②工事の着手予定日又は完了予定日の変更で、変更する期間が3ヵ月以内の場合

### (2) 工事完了届《条例第18条、規則第7条》

工事の完了後速やかに、「工事完了届出書」(様式 4) に写真等を添付して、届出をしてください。基準の適合状況等に関して完了検査を行います。

### (3) 指導・助言、勧告等

#### 1) 指導・助言

次の場合には、指導・助言を行います。

- ①事前協議で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第17条第2項》
- ②工事完了届で、工事内容が整備基準に適合しない場合《条例第18条第3項》
- ③工事完了届を行わない場合（指導）《条例第18条第2項》

#### 2) 勧告《条例第19条》

次の場合には、必要な勧告を行います。

- ①工事内容が整備基準に著しく適合しない場合
- ②事前協議内容と異なる工事を行った場合
- ③事前協議をせずに工事に着手した場合

#### 3) 公表《条例第20条》

正当な理由なく勧告に従わない場合、その旨を公表することがあります。

#### 4) 報告・立入調査《条例第25条》

事前協議、工事完了届、指導・助言、勧告、公表等を行うのに必要な限度で報告を求め、又は立入調査を行います。（立入調査には身分証明書(様式 9)を携帯）

### (4) 適合証の交付《条例第23条、規則第8条》

整備基準に適合する場合、工事完了届後、適合証(様式 5)を交付します。

既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに適合証を請求する場合は、「適合証交付請求書」(様式 6)、「整備基準チェックリスト」(様式 3)、図面、写真等を提出してください。

### (5) 特定適合施設表示板の交付《条例第24条、規則第9条》

整備基準に適合したうえ、さらに、エレベーターや車いす利用者用駐車施設の設置などについての基準に適合した建築物に、工事完了届後、特定適合施設表示板(様式 7)を交付します。(24ページ参照)

既存施設等で、事前協議等の手続きを経ずに特定適合施設表示板を請求する場合は、「特定適合施設表示板請求書」(様式 8)、「整備基準チェックリスト」(様式 3)、図面、写真等を提出してください。

※各様式については、p〇〇「I 7 札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱」を参照

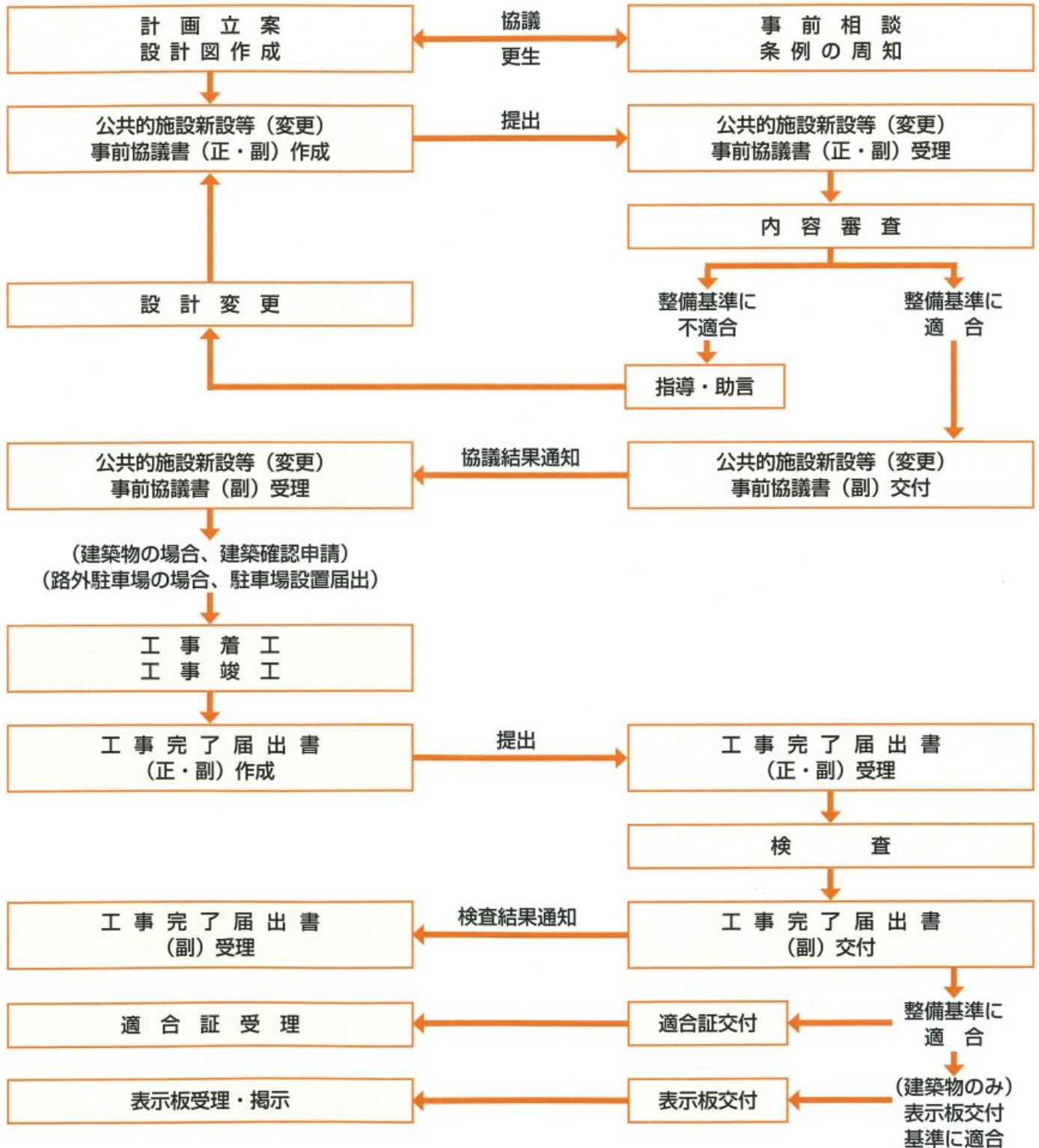


## 【手続きフロー図】

## 施設新設者等

## 札幌市

建築物・建築物に付随する路外駐車場は 都市局建築指導部  
 建築物に付随しない路外駐車場は  
 市民まちづくり局総合交通計画部



## 7 札幌市福祉のまちづくり条例

### ●札幌市福祉のまちづくり条例

平成10年12月15日

条例第47号

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第6条）

## 第2章 基本的施策（第7条—第14条）

## 第3章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

## 第1節 公共的施設の整備（第15条—第26条）

## 第2節 公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備（第27条・第28条）

## 第4章 札幌市福祉のまちづくり推進会議（第29条）

## 第5章 雑則（第30条）

## 附則

すべての市民が様々な分野における社会活動に参加し、その役割を果たし、心豊かに、安全かつ快適に、そして安心して生活することができる福祉社会を創造することは、私たち札幌市民の共通の願いであり、また責務でもある。

北国札幌の先人は、積雪・寒冷などの厳しい自然に立ち向かい、潤いのある文化を創造し、生活する上での機能豊かな都市を築いてきた。しかし、障害や高齢あるいは疾病、妊娠などの条件にある者の視点に立ったとき、積雪・寒冷などの厳しい自然や、建物などの構造による物理的障壁、偏見などの意識上の障壁その他の日常生活又は社会生活における障壁の存在のために、必ずしも社会活動への参加が容易な状況にあるとは言い難い。

真の福祉社会を創造するためには、自主、自立の意識をもった個々人の支えあいが不可欠であり、幼少時からの不断の教育によって培われる市民の強い連帯の絆を力として、このような障壁を取り除き、誰もが等しく様々な分野における社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを積極的に推し進めなければならない。私たち札幌市民は、このような認識の下、新しい時代に向けて積極的にその役割を果たし、一体となってすべての人にやさしい福祉都市を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

### 第1章 総 則

#### (目 的)

**第1条** この条例は、すべての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりについて、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もってすべての人にやさしい福祉都市の実現に資することを目的とする。

#### (定 義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。

- (2) 福祉のまちづくり 障害者、高齢者等が安全かつ円滑に施設を利用することを可能とすることにより広く社会活動に参加することを促進するとともに、すべての人が社会連帯の理念に基づき相互に交流し、支え合う福祉都市の実現のためのあらゆる環境の整備をいう。
- (3) 公共的施設 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、道路、公園その他の多数の者の利用する施設として規則で定めるものをいう。

#### (市の責務)

- 第3条** 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重しつつ、必要に応じて支援する措置を講ずるものとする。
  - 3 市は、自ら設置し、又は管理する公共的施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

- 第4条** 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は他の事業者と協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
  - 3 事業者は、自ら所有し、又は管理する公共的施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

- 第5条** 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら、又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。
  - 3 市民は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

#### (市、事業者及び市民の協力及び連携)

- 第6条** 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携して、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。この場合において、市、事業者及び市民は、災害時及び積雪寒冷期における障害者、高齢者等についての対策に配慮するものとする。

### 第2章 基本的施策

#### (指針の策定)

- 第7条** 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針(以下「推進指針」という。)を策定するものとする。
- 2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。
    - (1) 福祉のまちづくりに関する目標
    - (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
    - (3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針

(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために重要な事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

**(情報の提供、教育の充実等)**

第8条 市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに、市民及び事業者の自発的な活動を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

**(防災上の配慮)**

第9条 市は、防災に関し、障害者、高齢者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保その他必要な施策の推進に努めるものとする。

**(雪対策上の配慮)**

第10条 市は、雪対策に関し、障害者、高齢者等に配慮した情報の提供その他必要な施策の推進に努めるものとする。

**(調査研究)**

第11条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

**(財政上の措置)**

第12条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**(表彰)**

第13条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取組を行った者に対して表彰を行うことができる。

**(福祉のまちづくり推進モデル事業)**

第14条 市長は、福祉のまちづくりに関し市民が主体的に実施する事業であって、福祉のまちづくりを推進するための先駆的な取組と認めるものを福祉のまちづくり推進モデル事業（以下「推進モデル事業」という。）として指定することができる。

2 市は、推進モデル事業に関し、技術的援助その他必要な支援措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進モデル事業を指定するときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

### 第3章 公共的施設、公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

#### 第1節 公共的施設の整備

##### (整備基準)

**第15条** 市長は、公共的施設の廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、出入口、エレベーター、歩道、園路その他の規則で定める部分の構造、配置及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の整備基準は、規則で定める。

##### (整備基準の遵守)

**第16条** 公共的施設の新設若しくは新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え（以下「新設等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、当該公共的施設の規模又は構造、地形の状況等により、当該公共的施設の部分を整備基準に適合させることが著しく困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 この章の規定の施行の際現に存する公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

##### (公共的施設の新設等の事前協議)

**第17条** 公共的施設（規則で定める公共的施設を除く。以下この条から第20条までにおいて同じ。）の新設等をしようとする者（以下「施設新設者等」という。）は、当該工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該工事の内容について市長と協議しなければならない。当該協議の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

##### (工事完了の届出、完了検査等)

**第18条** 施設新設者等は、公共的施設の新設等に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、当該公共的施設に係る整備基準への適合に関し市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による工事完了の届出をしない者に対し、当該届出をするよう指導することができる。

3 市長は、第1項の規定による検査を行った場合において、当該検査に係る公共的施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

##### (勸告)

**第19条** 市長は、第17条の規定による協議に係る公共的施設の新設等の内容が整備基準に著しく適合しないと認めるときは、当該公共的施設に係る施設新設者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2 市長は、第17条の規定による協議が整った場合において、当該施設新設者等が当該整った協議の内容と異なる工事をしたと認めるときは、当該施設新設者等に対し、必要な勧告をすることができる。

3 市長は、施設新設者等が第17条の規定による協議をせずに公共的施設の新設等に着手したと認めるときは、当該施設新設者等に対し、当該協議をすべきことを勧告することができる。

#### (公表)

**第20条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、札幌市福祉のまちづくり推進会議に諮るものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者の意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、その他意見の聴取が困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

#### (機能の維持)

**第21条** 公共的施設を所有し、又は管理する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

#### (既存の公共的施設の措置に関する報告の徴収等)

**第22条** 市長は、必要があると認めるときは、既存の公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設における障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告があったときは、当該報告をした者に対し、整備基準を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる。

#### (適合証の交付)

**第23条** 市長は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、整備基準に適合していることを証する証票を交付するものとする。

#### (特定適合施設表示板の交付等)

**第24条** 市長は、整備基準に適合していると認める公共的施設のうち規則で定めるもの（以下「特定適合施設」という。）を所有し、又は管理する者に対し、規則で定めるところにより、特定適合施設である旨を表示する標識（以下「特定適合施設表示板」という。）を交付するものとする。

2 特定適合施設を所有し、又は管理する者は、前項の規定により特定適合施設表示板の交付を受けたときは、当該施設が特定適合施設であることを障害者、高齢者等に周知するため、特定適合施設表示板を当該施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。

#### (報告の徴収及び立入調査)

**第25条** 市長は、第17条から第20条まで、第22条第2項、第23条及び前条の規定の施行に必要な限度において、公共的施設を所有し、又は管理する者(施設新設者等を含む。)に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況その他必要な事項について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければ

ならない。

#### (国等に関する特例)

**第26条** 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）については、第17条から第20条まで、第22条第2項及び前条の規定は、適用しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、公共的施設の新築等をしようとする国等に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、国等から、第22条第1項又は前項の規定による報告があったときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

### 第2節 公共的車両等、住宅及び住居の環境の整備

#### (公共的車両等の整備)

**第27条** 公共的車両等（一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するものをいう。）を所有し、又は管理する者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

#### (住宅及び住居の環境の整備等)

**第28条** 市民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めなければならない。

2 市民は、その居住する地域において、障害者、高齢者等に配慮した住居の環境の整備及び維持に努めなければならない。

3 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅、障害者、高齢者等に配慮した住居の環境が整備された住宅団地等の供給に努めなければならない。

## 第4章 札幌市福祉のまちづくり推進会議

#### (福祉のまちづくり推進会議)

**第29条** 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、札幌市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、整備基準に関する事項その他福祉のまちづくりの推進に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員30人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑 則

### (委任)

**第30条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成11年6月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部改正〔省略〕

### 附 則（平成17年条例第102号）

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の第2条第3号及び第3章第1節の規定は、平成18年7月1日（以下「適用日」という。）以後に札幌市福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）第17条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）を開始した公共的施設（改正後の第2条第3号に規定する公共的施設をいう。以下同じ。）及び適用日以後に新設等（条例第16条第1項に規定する新設等をいう。以下同じ。）に着手した公共的施設（条例第17条第1項の規則で定める公共的施設に限る。）について適用し、適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手した公共的施設（同項の規則で定める公共的施設に限る。）については、なお従前の例による。

#### (適用日前における特例)

- 3 この条例の施行の日以後に公共的施設の新設若しくは新築（用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）又は改正後の第15条の規定により定められた整備基準（以下「新整備基準」という。）に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする者は、前項の規定にかかわらず、適用日前においても、新整備基準を遵守することができる。この場合においては、改正後の第2条第3号及び第3章第1節の規定を適用する。

#### (現に存する公共的施設等に関する努力義務)

- 4 適用日において現に存し、又は附則第2項の規定により従前の例によることとされる公共的施設（条例第16条第2項の規定に該当するものを除く。）を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を新整備基準に適合させるよう努めなければならない。